

平成29年度 Ⅲ期選抜入学者募集要項

福島県立二本松工業高等学校

〒964-0937 二本松市榎戸一丁目58の2

電話 (0243) 23-0960

1 Ⅲ期選抜を実施する学科

Ⅰ期選抜とⅡ期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

2 募 集 定 員

課 程	大 学 科	小 学 科	募集定員	備 考
全 日 制	工 業	機械システム	40名	Ⅲ期定員は各学科とも、募集定員からⅠ期選抜とⅡ期選抜の合格者を除いた数とする。
		情報システム	40名	
		都市システム	40名	

3 出 願 資 格

次の(1)、(2)いずれかに該当する者とする。ただし、**Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。**

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成29年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法ならびに併願の取扱いについて

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 学科(小学科)の志望は、Ⅲ期選抜を実施する学科において、第二志望まで併願を認める。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙

県教育委員会において作成したものに、学科名、中学校名、出願者氏名を記入すること。

なお、入学検定料納付済証明書用紙は、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出すること。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 健康診断書（平成29年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「3 出願資格」の(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙

県教育委員会において作成したものに、学科名、出願者氏名を記入すること。

なお、入学検定料納付済証明書用紙は、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出すること。

(3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

6 入学検定料

入学願書には、入学検定料として 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼りつけること。ただし、志願者において消印しないこと。また証紙を重ねて貼らないこと。

なお、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜に出願した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼りつけること。

また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制課程の入学検定料のみを納付した者が本校を出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼りつけること。

7 出願書類の受付期間

平成29年3月15日(水)から3月16日(木)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号で392円分の切手を貼付し、住所・氏名を記入したもの）を同封の上、出願最終日正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

8 自己申告書の提出について

中学校において不登校であった志願者は、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

希望者は次の方法で本校校長に提出すること。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長宛親展とし、書留で郵送するか又は本校に持参すること。郵送の場合は、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封すること。
- (2) 提出期間は、**平成29年3月15日(水)**から**3月21日(火)**までとする。

郵送の場合は3月21日(火)必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、祝日、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 選 抜 方 法

入学者の選抜に当たっては、調査書の審査及び作文、面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定し選抜する。

(1) 期日、場所、対象学科及び内容

	作文	面接
期 日	平成29年3月22日(水)	
場 所	福島県立二本松工業高等学校	
対象学科	全 学 科	
内 容	テーマは本校で設定する。 400 字程度で自分の考えをまとめる作文とする。 時間は 50 分間とする。 作文については、段階評価する。	各学科とも個人面接を実施する。 面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容を含む。 面接については、点数化する。

(2) 日 程

- ① 受 付 8 : 1 5 ~ 8 : 3 0
- ② 諸注意 8 : 3 5 ~ 8 : 4 5
- ③ 作 文 9 : 0 0 ~ 9 : 5 0
- ④ 面 接 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

- (3) 持参するもの 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、
腕時計（計算機能や言語機能を有するものは不可）、
昼食(受験生によっては昼休み前に面接が終わる場合もある。)

11 調査書の点数化について

各学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。また「特別活動等の記録」については、各学科とも65点満点とし、「各教科の学習の記録」とあわせて合計200点満点とする。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願先変更について

出願者は、平成29年3月17日(金)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

出願先変更をする場合は次の手続きによる。

(1) 本校の小学科間の出願先変更

新たに作成した入学願書及び受験票用紙にⅢ期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

なお、第二志望のみの変更の場合も同様とする。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校への出願先変更

出願先の変更を希望する者は、Ⅲ期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(3) 新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼らなくてよい。

(4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

(5) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、受付を取り消すことができる。

1 4 合格者発表

(1) **平成29年3月23日(木)午後3時以降**に、本校で発表する。

(2) 合格者に対し合格通知書を交付する。**合格通知書は本人が登校して受験票と引きかえに受け取る。**

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

1 5 通学区域

県下一円とする。

東日本大震災により避難している生徒等の入学選抜の出願について

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.82の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」を参照のこと。

障がい等のある志願者に対する配慮

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.18の「第5 その他 1 障がい等のある志願者に対する配慮」を参照のこと。

入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。